

障害者福祉課

議案第33号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正を踏まえ、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行により、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

この改正によって、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等の業務負担軽減のほか、利用者等の利便性の向上を図る観点から、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等における諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。
- (2) 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うこととしているものについて、相手方の承諾を得て、当該相手方が障害児又はその保護者である場合には障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができることとします。

3 施行期日

令和3年7月1日

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則(第百五条・第百六条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第百五条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第十八条第一項(第五十八條、第六十二條、第七十六條、第八十三條、第八十四條、第八十八條、第九十六條及び第百一条において準用する場合を含む。)、第二十二條(第五十八條、第六十二條、第七十六條、第八十三條、第八十四條、第八十八條、第九十六條及び第百一条において準用す</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則(第百五条)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>第八章 雑則</p>

る場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害見通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第百六条 (略)

(後略)

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(委任)

第百五条 (略)

(後略)

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第五十八条・第五十九条） 付則</p> <p>（中略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第五十八条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第五十八条） 付則</p> <p>（中略）</p> <p>第四章 雑則</p>

作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2| 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（委任）

第五十九条（略）

（後略）

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（委任）

第五十八条（略）

（後略）